

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

〔災害共済給付制度とは〕

学校では、子どもたちが健康で安全な生活ができるように、十分な注意をしていますが、それでも思わぬけがをすることがあります。このような場合に、医療費や各種の見舞金を支給するため、法律で設立されたものが「独立行政法人日本スポーツ振興センター」です。

共済掛金 1人年間 920円 全国共通
横須賀市では、市負担額 552円 保護者負担額 368円
粟田小では、三浦藤沢信用金庫の口座より5月に引き落とします。

〔給付が受けられるのは〕

学校管理下でけがをして、医療機関に受診したとき

☆登校したときから下校までのあいだ（登下校中の通学路を含む）

☆遠足、運動会、キャンプ、修学旅行等

★交通事故は対象になりません（自動車損害賠償保障法を優先します）



〔給付額は〕

医療費の4割相当額が給付されます。ただし、この場合、療養に要した医療費の合計額が5,000円に満たないものは対象になりません。

☆対象外になるのは

- ・保険診療として病院へ支払った自己負担額が1,500円以下
(5,000円×0.3=1,500円)
- ・保険診療外で治療を受けたとき
歯の矯正など



〔手続きは〕

学校で行います。医療機関に受診されたときは担任に連絡をお願いします。請求後約3～4カ月位で給付されます。

〈他の給付金の種類〉

障害見舞金 3,770万円～82万円（登下校中は2分の1）

死亡見舞金 2,800万円（登下校中及び突然死は2分の1）

〈その他〉

学校災害見舞金が上記に準じて市より支給される場合があります。